

市道岩吉陸橋線岩吉陸橋修繕工事に伴う測量調査設計業務（補助）
技術資料等作成要領

令和 8 年 7 月 13 日付け鳥取市公告（以下「公告」という。）に基づき、市道岩吉陸橋線岩吉陸橋修繕工事に伴う測量調査設計業務（補助）の公募型指名競争入札に係る技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の作成と提出をするにあたり、公告に記載されていない事項については、この技術資料等作成要領によるものとする。

1 技術資料等の作成及び提出

（1）技術資料等の提出期間等

本件入札に参加を希望する企業は、次のとおり技術資料等を提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

（ア）郵送の場合

公告の日から令和 8 年 7 月 24 日（金）までの日（必着）

（イ）持参の場合

公告の日から令和 8 年 7 月 24 日（金）まで（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する鳥取市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 提出場所

鳥取市幸町 71 番地

鳥取市都市整備部道路課（鳥取市役所本庁舎 5 階）

ウ 提出方法

郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかに限る。）又は持参すること。

エ 技術資料等作成の問合せ先

イの提出場所に同じ。

（2）技術資料等の内容

ア 提出する技術資料等は下記の内容で作成する。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| （ア）入札参加資格確認申請書 | （様式第 1 号） |
| （イ）公募型指名競争入札技術資料 | （様式第 2 号） |
| （ウ）建設コンサルタント登録の状況 | （様式第 3 号） |
| （エ）同種業務の履行実績 | （様式第 4 号） |
| （オ）測量業務 配置予定技術者（主任技術者）の資格 | （様式第 5 号） |
| （カ）設計業務 配置予定技術者（管理技術者）の資格 | （様式第 6 号） |
| （キ）設計業務 配置予定技術者（照査技術者）の資格 | （様式第 7 号） |
| （ク）保安要員 配置要件の確認 | （様式第 8 号） |

イ 技術資料等作成に関する留意事項

技術資料等は（３）の技術資料等の記入要領に基づき作成することとし、A4横書き左縦綴じで業務名及び企業名を明記し、ファイルに綴じること。

（３） 技術資料等の記入要領

ア 同種業務の履行実績（様式第４号）

（ア）２０１６～２０２５年度に、JR跨線橋の修繕・補修に係る調査及び設計業務を元請として完了した業務実績の中から代表的なものを記載するものとし、記載件数は２件を限度とする。

（イ）記載に当たっては、業務内容の確認できるもの（測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づく完了登録業務カルテの写し又は該当業務の契約書及び仕様書等の写し等）を添付すること。

イ 測量業務及び設計業務の配置予定技術者の資格（様式第５～７号）

（ア）配置予定技術者はいずれも２名を限度に記載し、その者の資格および実績について、記載すること。

（イ）配置予定技術者の継続雇用期間及び資格について、直接的かつ恒常的な雇用関係（３か月以上の継続雇用）が確認できる書類及び当該資格者証、合格証明書又は免許証等の写しを添付すること。

（ウ）落札者は、配置予定技術者を当該業務に配置すること。

ウ 保安要員（工事管理者・列車見張員）の配置要件の確認（様式第８号）

（ア）有資格者はいずれも２名を限度に記載し、その者の資格および実績の確認ができる書類を添付すること。

（４） 提出部数

技術資料等の提出部数は２部とする。

２ 技術資料等の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

３ その他実施上の留意事項

（１）技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。

（２）落札者は、配置予定の技術者を本件工事の現場に配置すること。

（３）入札参加希望者の中から指名競争入札参加者を指名し、指名業者に通知する。なお指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という）を書面により通知する。

（４）指名しなかった旨の通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が

残るものに限る。)することにより、非指名理由についての説明を求めることができる。

(5) 非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に書面により回答することとする。

(6) 技術資料等の作成と提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(7) 技術資料等その他提出された書類は返却しない。

(8) 提出された技術資料等は提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

ただし、本契約完了後において、透明性を確保するため公表することがある。

(9) 技術資料等に虚偽の記載をした者は、入札参加資格がないものとする。